

新旧対比表

## 貸金庫規定

改訂後	改訂前
<p>貸金庫規定 株式会社 沖縄銀行</p> <p><b>1. 格納品の範囲</b></p> <p>(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。</p> <p>① 公社債権、株券その他の有価証券</p> <p>② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類</p> <p>③ 貴金属、宝石その他の貴重品</p> <p>④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの</p> <p>(2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。</p> <p>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。(項番追加)</p> <p>① 現金その他のマネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</p> <p>② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</p> <p><b>2. 利用目的の確認(新設)</b></p> <p>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納物が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申し出を行うこととします。</p> <p>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外へのカメラ設置・記録や利用時の行員立ち合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認する場合があります。</p> <p><b>3. 契約期間等(新設による項番変更)</b></p> <p><b>4. 使用料(新設による項番変更)</b></p> <p><b>5. 鍵の保管(新設による項番変更)</b></p> <p><b>6. 貸金庫の開閉等(新設による項番変更)</b></p>	<p>貸金庫規定 株式会社 沖縄銀行</p> <p><b>1. 格納品の範囲</b></p> <p>(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。</p> <p>① 公社債権、株券その他の有価証券</p> <p>② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類</p> <p>③ 貴金属、宝石その他の貴重品</p> <p>④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの</p> <p>(2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。</p> <p>(項番追加)</p> <p><b>(新設)</b></p> <p><b>2.3. 契約期間等(新設による項番変更)</b></p> <p><b>3.4. 使用料(新設による項番変更)</b></p> <p><b>4.5. 鍵の保管(新設による項番変更)</b></p> <p><b>5.6. 貸金庫の開閉等(新設による項番変更)</b></p>

## 新旧対比表

### 貸金庫規定

改訂後	改訂前
<p><b>7. 届出事項の変更等(新設による項番変更)</b></p> <p><b>8. 印章、鍵(ご利用カード)の喪失時等の取扱い(新設による項番変更)</b></p> <p><b>9. 印鑑照合等(新設による項番変更)</b></p> <p><b>10. 損害の負担等(新設による項番変更)</b></p> <p><b>11. 反社会的勢力との取引拒絶(新設による項番変更)</b></p> <p>この貸金庫は、第12条第3項第1号、第2号および第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項第1号、第2号および第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。</p> <p><b>12. 解約等</b></p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵(ご利用カード)および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡して下さい。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか<b>第8条</b>に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡して下さい。<b>第3条</b>により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① 借主が使用料を支払わないとき      ② 借主について相続の開始があったとき      ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき      ④ 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき      ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき      ⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき(項番追加)      ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそ</p>	<p><b>6-7. 届出事項の変更等(新設による項番変更)</b></p> <p><b>7-8. 印章、鍵(ご利用カード)の喪失時等の取扱い(新設による項番変更)</b></p> <p><b>8-9. 印鑑照合等(新設による項番変更)</b></p> <p><b>9-10. 損害の負担等(新設による項番変更)</b></p> <p><b>10-11. 反社会的勢力との取引拒絶(新設による項番変更)</b></p> <p>この貸金庫は、第11条第3項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p> <p><b>11-12. 解約等</b></p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵(ご利用カード)および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡して下さい。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか<b>第7条</b>に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡して下さい。<b>第2条</b>により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① 借主が使用料を支払わないとき      ② 借主について相続の開始があったとき      ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき      ④ 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき      ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき      (項番追加)</p> <p>(項番追加)</p>

新旧対比表

## 貸金庫規定

改訂後	改訂前
<p>のおそれがあると認められるとき(項番追加)</p> <p>⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき(項番追加)</p> <p>⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき(項番追加)</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡して下さい。</p> <p>①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>②借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当すること、または、共生者に該当することが判明した場合。共生者とは以下のAからEを指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</li> <li>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</li> <li>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</li> <li>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</li> <li>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</li> </ul> <p>③借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A. 暴力的な要求行為</li> </ul>	<p>(項番追加)</p> <p>(項番追加)</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡して下さい。</p> <p>①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>②借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当すること、または、共生者に該当することが判明した場合。共生者とは以下のAからEを指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</li> <li>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</li> <li>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</li> <li>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</li> <li>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</li> </ul> <p>③借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A. 暴力的な要求行為</li> </ul>

新旧対比表

## 貸金庫規定

改訂後	改訂前
<p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行動</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>(4) <b>前2項または</b>前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または解約期間満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払って下さい。この場合、<b>第4条第3項</b>に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払って下さい。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に<b>第4条第1項</b>の方法に準じて自動引落としすることができるものとします</p> <p>(5) 第1項または第2項<b>または第3項</b>の明渡しが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めるものとします。これらに要する費用は借主負担とします。</p> <p>(6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払って下さい。</p> <p><b>13. 貸金庫の修繕、移転等(新設による項番変更)</b></p> <p><b>14. 緊急措置(新設による項番変更)</b></p> <p><b>15. 譲渡、転貸等の禁止(新設による項番変更)</b></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行動</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または解約期間満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払って下さい。この場合、<b>第3条第3項</b>に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払って下さい。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に<b>第3条第1項</b>の方法に準じて自動引落としすることができるものとします。</p> <p>(5) 第1項または第2項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めるものとします。これらに要する費用は借主負担とします。</p> <p>(6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払って下さい。</p> <p><b>12.13. 貸金庫の修繕、移転等(新設による項番変更)</b></p> <p><b>13.14. 緊急措置(新設による項番変更)</b></p> <p><b>14.15. 譲渡、転貸等の禁止(新設による項番変更)</b></p> <p style="text-align: right;">以上</p>

新旧対比表

## 貸金庫規定

改訂後	改訂前
<p>毎度お引立いただきありがとうございます。</p> <p>★ 貸金庫利用時間は、各貸金庫の種類（タイプ）により異なります。別途、取扱時間をご確認下さい。</p> <p>★ 貸金庫使用料は、別途ご指定いただいた預金口座から口座振替の方法により引き落します。</p> <p>★ 開扉にあたっては、お届出の印鑑と貸金庫鍵（もしくはご利用カード）をご持参下さい。</p> <p>★ お届出の印鑑や貸金庫鍵（ご利用カード）を失ったときは、ただちに取引店へご連絡下さい。</p> <p>★ 貸金庫契約を解約される場合は、貸金庫鍵（ご利用カード）をご返却下さい。</p> <p>★ 貸金庫のご解約や鍵を紛失された場合などには鍵の取寄せ・開錠に数日を要することになります。</p>	<p>毎度お引立いただきありがとうございます。</p> <p>★ 貸金庫利用時間は、各貸金庫の種類（タイプ）により異なります。別途、取扱時間をご確認下さい。</p> <p>★ 貸金庫使用料は、別途ご指定いただいた預金口座から口座振替の方法により引き落します。</p> <p>★ 開扉にあたっては、お届出の印鑑と貸金庫鍵（もしくはご利用カード）をご持参下さい。</p> <p>★ お届出の印鑑や貸金庫鍵（ご利用カード）を失ったときは、ただちに取引店へご連絡下さい。</p> <p>★ 貸金庫契約を解約される場合は、貸金庫鍵（ご利用カード）をご返却下さい。</p>